

## 随意契約理由書

件名	本山浄水場 遠隔監視システム改修作業
契約の相手方	神鋼環境メンテナンス株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>本山浄水場は、酒造専用配水池である東灘第 3 低層配水池へ送水するために膜ろ過処理を行う浄水場である。本業務は本山浄水場の遠隔監視を行っているシステムの改修作業である。</p> <p>本業務の履行にはシステム製作者のみが所有する当該設備のハードウェア及びソフトウェアのシステム構成や、システム全体の運転管理についての技術的知識が必要である。</p> <p>神鋼環境メンテナンス(株)は、製作・納入した神鋼環境ソリューション(株)のアフターメンテナンス会社のため、上記業者が当該設備の改修を行える唯一の代理店である。</p> <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 事業部 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994 )